○○株式会社
安全衛生管理規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１章　総則

第１条（目的）

この規程は、○○株式会社（以下「会社」という。）の就業規則第○条の規定に基づき、労働安全衛生法その他の関係法令の定めるところにより、職場における従業員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するために必要な安全衛生管理の体制、基準及び手続を定めることを目的とする。

第２条（定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業場　会社の本社、支店、営業所、工場その他の場所的に独立した事業の単位をいう。

(2) 労働災害　従業員が業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

(3) 危険有害業務　労働安全衛生法令において、特別の教育、資格、作業主任者の選任又は特殊健康診断を要するものとされている業務その他会社が危険又は有害と認める業務をいう。

(4) 安全衛生管理者等　第４条から第８条までに定める総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医及び安全衛生推進者（衛生推進者を含む。）をいう。

(5) 所属長　従業員が所属する部門の長をいう。

第３条（適用範囲）

1　この規程は、会社に雇用される全ての従業員（正社員、契約社員、パートタイマー及び嘱託社員をいう。以下同じ。）に適用する。

2　会社の事業場において就業する派遣労働者及び請負事業者の労働者に対するこの規程の適用は、第20条に定めるところによる。

第２章　安全衛生管理体制

第４条（総括安全衛生管理者）

1　会社は、労働安全衛生法第10条に定める規模の事業場ごとに、当該事業場の事業の実施を統括管理する者（事業場長）のうちから総括安全衛生管理者を選任し、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を指揮させるとともに、次の各号に掲げる業務を統括管理させる。

(1) 従業員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 従業員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 安全衛生に関する方針の表明、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置並びに安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

2　総括安全衛生管理者の選任を要しない事業場においては、事業場長が前項各号の業務を統括管理する。

〈編注：総括安全衛生管理者の選任義務は、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業は常時100 人以上、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業は常時 300 人以上、その他の業種は常時 1,000 人以上の労働者を使用する事業場に生ずる（労働安全衛生法施行令第 2 条)。該当しない中小企業では第 2 項により事業場長が職務を担う。〉

第 5 条（安全管理者）

1　会社は、労働安全衛生法第 11 条に定める業種及び規模の事業場ごとに、法令に定める資格を有する者のうちから安全管理者を選任し、前条第 1 項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させる。

2　安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3　安全管理者を選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告する。

〈編注：安全管理者の選任義務は、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業のうち常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に生ずる。事務・サービス系の業種では選任を要しないため、本条を削除してよい。〉

第 6 条（衛生管理者）

1　会社は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、法令に定める区分に応じ、衛生管理者免許その他の資格を有する者のうちから次の表に掲げる人数以上の衛生管理者を選任し、第 4 条第 1 項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させる。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者の人数
50 人以上 200 人以下	1 人
201 人以上 500 人以下	2 人
501 人以上 1,000 人以下	3 人

2　衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回、作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3　衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告する。

第 7 条（産業医）

1　会社は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、法令に定める要件を備えた医師のうちから産業医を選任し、従業員の健康管理その他の法令に定める事項を行わせる。
2　産業医は、少なくとも毎月 1 回（会社が産業医に法令に定める情報を毎月 1 回以上提供し、産業医の同意を得ている場合は、少なくとも 2 か月に 1 回）、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
3　産業医は、従業員の健康を確保するため必要があると認めるときは、会社に対し、従業員の健康管理等について必要な勧告をすることができる。会社は、当該勧告を受けたときは、これを尊重し、その内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容を衛生委員会に報告する。
4　会社は、産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項を、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける方法その他の方法により従業員に周知する。
5　産業医の職務の詳細は、健康管理規程の定めるところによる。
〈編注：常時 50 人未満の事業場では、産業医の選任に代えて、地域産業保健センター又は会社が契約する医師等に従業員の健康管理を行わせるよう努める（労働安全衛生法第 13 条の 2)。〉

第 8 条（安全衛生推進者）
1　会社は、常時 10 人以上 50 人未満の従業員を使用する事業場ごとに、法令に定める要件を備えた者のうちから安全衛生推進者（第 5 条の編注に掲げる業種以外の業種にあっては衛生推進者）を選任し、第 4 条第 1 項各号の業務（衛生推進者にあっては衛生に係る業務に限る。）を担当させる。
2　会社は、安全衛生推進者又は衛生推進者を選任したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により従業員に周知する。

第 9 条（安全衛生委員会）
1　会社は、常時 50 人以上の従業員を使用する事業場ごとに、衛生委員会（安全委員会の設置を要する事業場にあっては、安全委員会と衛生委員会に代えて設置する安全衛生委員会）を設置し、従業員の安全及び健康に関する事項を調査審議させる。
2　衛生委員会及び安全衛生委員会の構成、運営その他必要な事項は、衛生委員会規程の定めるところによる。
3　衛生委員会の設置を要しない事業場においては、会社は、安全又は衛生に関する事項について、従業員の意見を聴くための機会を設けなければならない。

第 3 章　安全衛生教育

第 10 条（安全衛生教育）

1　会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める従業員に対し、従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行う。
(1) 従業員を雇い入れたとき　当該従業員（雇入れ時教育）
(2) 従業員の作業内容を変更したとき　当該従業員（作業内容変更時教育）
(3) 従業員を法令に定める危険又は有害な業務に就かせるとき　当該従業員（特別教育）
(4) 法令に定める業種において、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の従業員を直接指導し、又は監督する者（作業主任者を除く。）があるとき　当該者（職長等教育）
2　雇入れ時教育及び作業内容変更時教育の内容は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、会社が従業員の職務及び経験に照らして十分な知識及び技能を有していると認める事項については、その一部を省略することができる。
(1) 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
(3) 作業手順に関すること。
(4) 作業開始時の点検に関すること。
(5) 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
(6) 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
(7) 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
(8) 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項
3　会社は、安全衛生教育を所定労働時間内に行い、教育に要する時間は労働時間として取り扱う。
4　会社は、安全衛生教育を実施したときは、受講者、科目、実施日及び講師を記録し、特別教育の記録は3年間保存する。
〈編注：雇入れ時教育は、2024年4月から業種による科目の省略が廃止され、事務・サービス業を含む全業種で第2項第1号から第4号までの事項も教育対象となっている。〉

第4章　作業環境管理及び作業管理

第11条（作業環境管理及び作業管理）
1　会社は、従業員の健康障害を防止するため、作業場の温度、湿度、照度、換気、騒音、粉じん、有害物質の濃度その他の作業環境を適正に保つよう必要な措置を講ずる。
2　会社は、法令に定める作業場について、法令に定める頻度及び方法により作業環境測定を行い、その結果を記録し、法令に定める期間保存する。
3　会社は、作業環境測定の結果の評価に基づき、従業員の健康を保持するため必要があると認めるときは、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講ずる。
4　会社は、従業員の身体に過度の負担がかかる作業、同一の姿勢を長時間保持する作業、

情報機器作業その他の作業について、作業方法、作業時間及び休憩の取り方を定め、作業に伴う疲労及び健康障害の防止に努める。

5　会社は、通路、床面、階段、出入口その他の通行の用に供する場所の安全を確保し、作業場の整理、整頓及び清潔を保持する。

第 12 条（危険有害業務）

1　会社は、法令に定める免許、技能講習の修了その他の資格を要する業務については、当該資格を有する従業員以外の者を就かせてはならない。

2　会社は、法令に定める作業について、作業主任者を選任し、当該作業に従事する従業員の指揮その他の法令に定める事項を行わせる。

3　会社は、危険有害業務に従事する従業員について、法令に定めるところにより、作業時間の制限、健康診断の実施その他の必要な措置を講ずる。

4　会社は、法令に定める化学物質その他の危険性又は有害性のある物を取り扱う作業について、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき、法令に定める措置及び従業員の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努める。

5　会社は、18 歳未満の従業員及び妊産婦その他の女性従業員について、法令により就業が制限される業務に就かせてはならない。

第 13 条（保護具）

1　会社は、危険有害業務その他保護具の使用を要する業務に従事する従業員に対し、安全帽、保護眼鏡、保護手袋、安全靴、安全帯（墜落制止用器具）、防じんマスク、防毒マスク、耳栓その他の必要な保護具を貸与する。

2　従業員は、保護具の使用を要する作業に従事するときは、会社が貸与した保護具を正しく使用しなければならない。

3　会社は、保護具を常時有効かつ清潔に保持し、従業員は、保護具を点検し、損傷、劣化等を認めたときは、直ちに所属長に申し出て、交換を受けなければならない。

第 14 条（機械設備の点検及び整備）

1　会社は、機械、器具、設備及び車両（以下「機械設備」という。）について、法令に定める定期自主検査及び会社が定める点検を実施し、その結果を記録して、法令に定める期間（定めがないときは 3 年間）保存する。

2　従業員は、機械設備の使用を開始する前に点検を行い、異常を認めたときは、直ちに使用を中止し、所属長に報告しなければならない。

3　会社は、機械設備に法令に定める安全装置、覆い、囲い等を設け、従業員は、これを取り外し、又はその機能を失わせてはならない。

4　会社は、機械設備の修理、清掃、点検等を行うときは、運転の停止、起動装置の施錠、表示板の取付けその他の誤起動を防止する措置を講ずる。

第 5 章　災害発生時の措置

第 15 条（災害発生時の措置及び報告）

1　労働災害その他の事故（火災、爆発、有害物の漏えい及び負傷者の発生のおそれのある事故を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、従業員は、直ちに、作業を中止し、負傷者の救護、避難、消火その他の応急の措置を講ずるとともに、所属長に報告しなければならない。

2　所属長は、前項の報告を受けたときは、直ちに、負傷者の救護及び二次災害の防止に必要な措置を講じ、衛生管理者又は安全衛生推進者及び○○部長に報告する。

3　会社は、従業員が労働災害により死亡し、又は休業したときは、労働者死傷病報告を次の各号に定める区分により所轄労働基準監督署長に提出する。

(1) 死亡又は休業 4 日以上の災害　遅滞なく

(2) 休業 4 日未満の災害　1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの期間における発生分を、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに

4　会社は、労働災害に係る事実を偽り、隠蔽し、又は報告を怠ってはならず、従業員は、労働災害を隠蔽する行為に加担してはならない。

5　従業員が通勤又は業務に起因して負傷し、又は疾病にかかったときは、労働者災害補償保険法に基づく給付の請求について、会社は必要な協力を行う。

〈編注：労働者死傷病報告は、2025 年 1 月 1 日から電子申請が原則として義務付けられている。〉

第 16 条（災害調査及び再発防止）

1　会社は、労働災害が発生したときは、安全衛生管理者等及び所属長に、災害の発生状況、原因、設備及び作業方法の問題点並びに管理上の問題点を調査させ、災害調査報告書を作成させる。

2　会社は、前項の調査の結果に基づき、設備の改善、作業手順の見直し、教育の実施その他の再発防止対策を定め、速やかに実施する。

3　会社は、労働災害の発生状況、原因及び再発防止対策を衛生委員会に報告し、その審議を経て従業員に周知する。

4　会社は、災害には至らなかったが災害となるおそれのあった事例（ヒヤリ・ハット事例）について、従業員から報告を受け、その分析結果を災害の未然防止に活用する。従業員は、当該事例を体験し、又は認知したときは、所属長に報告するよう努める。

第 6 章　健康管理

第 17 条（健康管理）

1　会社は、従業員の健康診断、健康診断の結果に基づく措置、保健指導、健康情報の取扱

いその他の健康管理に関する事項を、健康管理規程の定めるところにより行う。
2　従業員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及びその結果に基づく措置は、ストレスチェック制度実施規程の定めるところによる。

第 18 条（長時間労働者に対する面接指導）
1　会社は、タイムカード、パーソナルコンピュータ等の使用時間の記録その他の客観的な方法により、従業員の労働時間の状況を把握する。
2　会社は、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた時間が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる従業員から申出があったときは、遅滞なく、医師による面接指導を行う。会社は、当該時間の算定を毎月 1 回以上行い、80 時間を超えた従業員に対し、速やかにその情報を通知する。
3　前項の面接指導の手続、医師からの意見聴取、就業上の措置その他必要な事項は、健康管理規程の定めるところによる。

第 7 章　雑則

第 19 条（従業員の遵守義務及び違反時の措置）
1　従業員は、会社が労働災害の防止及び健康の保持増進のために講ずる措置に協力するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 安全衛生に関する法令、この規程及び会社の定める作業手順、作業標準及び指示を守ること。
(2) 安全装置、保護具その他の安全衛生のための設備及び器具を正しく使用し、これを取り外し、無効にし、又は許可なく使用場所から持ち出さないこと。
(3) 安全衛生教育及び健康診断を受けること。
(4) 整理、整頓、清掃及び清潔の保持に努めること。
(5) 立入りを禁止された場所に立ち入らず、通行を禁止された場所を通行しないこと。
(6) 飲酒、薬物の影響その他の理由により正常な作業ができないおそれのある状態で就業しないこと。
(7) 自己の健康状態に異常を認めたときは、速やかに所属長に申し出ること。
(8) 危険又は有害な状態を発見したときは、直ちに所属長に報告すること。
2　従業員がこの規程又は安全衛生に関する会社の指示に違反したときは、就業規則第〇条の懲戒の規定を適用する。
3　安全衛生管理者等及び所属長は、従業員がこの規程に違反し、又は危険な行為を行っていることを認めたときは、直ちに、これを是正させ、必要があるときは作業の中止を命ずる。

第 20 条（請負事業者の労働者及び派遣労働者に対する適用）
1　会社は、会社の事業場において請負事業者の労働者が就業するときは、当該請負事業者

と協議し、連絡調整、作業間の連絡及び調整、合図の統一、立入禁止区域の明示その他の労働災害の防止に必要な措置を講ずる。

2　請負事業者の労働者は、会社の事業場において就業するときは、会社の安全衛生に関する指示に従わなければならない。会社は、請負契約においてその旨を定める。

3　会社の事業場において就業する派遣労働者については、労働者派遣法の定めにより派遣先である会社が講ずべきものとされる事項（第 10 条の安全衛生教育のうち法令に定めるもの、第 11 条から第 16 条までの措置及び第 19 条の規定を含む。）についてこの規程を適用し、派遣元事業主が講ずべき事項については、派遣元事業主と協議して必要な措置を講ずる。

〈編注：元方事業者としての措置義務（労働安全衛生法第 29 条、第 30 条等）は業種により内容が異なる。建設業、造船業においては統括安全衛生責任者等の選任を要するため、該当する会社は本条を業種に応じて書き換えること。〉

第 21 条（記録）

1　〇〇部は、安全衛生管理者等の選任及び報告に関する書類、安全衛生教育の記録、作業環境測定の記録、定期自主検査の記録、労働災害に関する記録、衛生委員会の議事録その他この規程に基づく記録を作成し、法令に定める期間（定めがないときは 5 年間）保存する。

2　この規程の所管部門は〇〇部とし、運用上の疑義は〇〇部長が安全衛生管理者等の意見を聴いて決定する。

第 22 条（規程の改廃）

　この規程の改廃は、衛生委員会の審議を経て、従業員代表の意見を聴いて、取締役会が行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日